



高齢者

高齢者に関する記事は、こちらにも掲載しております。

📖 後期高齢者医療 P36 / 国民年金 P37

高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」

問 高齢者支援課 TEL.60-1940

介護保険や高齢者の方々へのサービス、医療、生きがい活動等をまとめた高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」を、市役所、市政センター、各在宅介護・地域包括支援センターで配布しています。



介護保険制度

問 高齢者支援課

TEL.60-1845 (介護保険料、サービス利用料に関すること)

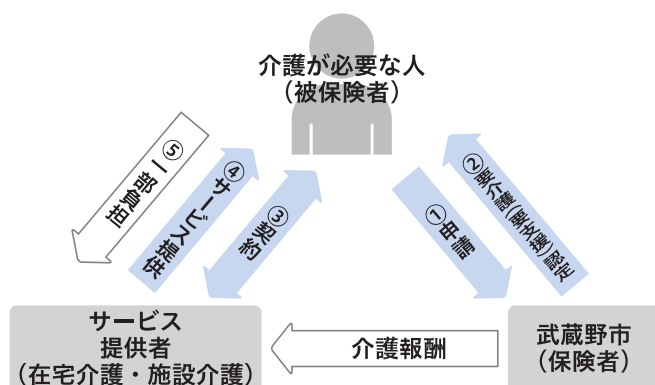
TEL.60-1866 (要介護認定に関すること)

TEL.60-1925 (介護保険サービス事業者に関すること)

FAX.51-9218

TEL.60-2525 (介護保険に関する苦情・相談専用)

制度の概要



介護サービスのしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険料を支払い、介護が必要になったときに、サービスを利用するという社会保険制度です。

サービス利用時には、保険者である武蔵野市に申請し【上図①】、要介護(要支援)認定を受けた【上図②】後、サービス提供事業者を自由に選択して「契約」を交わし【上図③】、サービスを利用し【上図④】、原則として利用したサービス費用の1～3割を負担することになります【上図⑤】。

介護サービスの給付費用は原則として保険料(50%)と公費(50%)によりまかなわれます。

介護サービスの利用には認定申請等が必要

介護保険制度でサービスを受けるためには、市(保険者)が行う要介護(要支援)認定または総合事業対象者の確認を受けなければなりません。認定または確認の申請をしていただくと、市職員や在宅介護・地域包括支援センターの職員等が訪問し、調査をいたします。

サービスを受けられる方

第1号被保険者(65歳以上の方)

市が行う要介護(要支援)認定により、要介護(要支援)状態にある、またはそのおそれがあると認定された方

第2号被保険者(40歳～64歳の医療保険加入者)

市が行う要介護(要支援)認定により、加齢に伴う病気(16種類の特定疾病)によって要介護(要支援)状態にある、またはそのおそれがあると認定された方

【16種類の特定疾病】

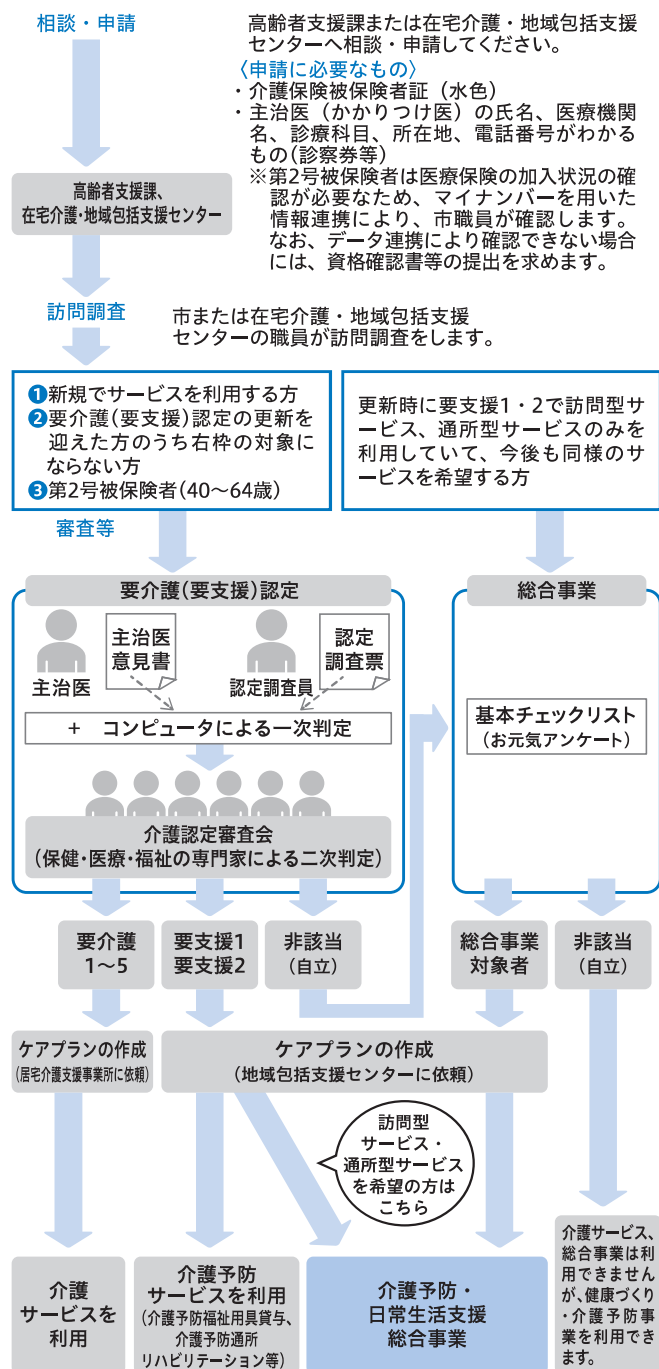
1. がん(※)
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。



高齢者

サービスの利用手続きと負担額



介護サービスまたは介護予防・日常生活支援 総合事業利用時の自己負担割合について

介護保険の負担割合は前年(4月から7月までは前々年)の合計所得金額により判定され、利用したサービスの1割、2割、または3割を負担することになります。

要介護(要支援)認定、総合事業対象者確認を受けている方については、介護保険被保険者証とは別に介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用される方は、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に毎月提示してください。

保険料

▶第1号被保険者(65歳以上の方)

〈算出方法〉

介護保険料は市が3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき定められます。

〈納入方法〉

原則として年金額が年額18万円以上の方は年金から引き落としされ、それ以外の方は納付書または口座振替で納めていただきます。年金引き落としが優先されるため、納付方法を選択することはできません。

▶第2号被保険者(40歳～64歳の方)

〈算出方法〉

保険料の計算方法は加入している医療保険者ごとに異なります。詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。国民健康保険に加入されている方は保険年金課(TEL.60-1835)へお問い合わせください。

〈納入方法〉

医療保険に上乗せして納めます。

・社会保険：保険料の半分は原則として事業主が負担します。また、保険料の算定方法は各健康保険組合によって異なります。

・国民健康保険：保険料は所得等に応じて算定され世帯主が納めます。保険料の算定方法は、各市区町村によって異なります。

利用者負担額の助成

▶居住費・食費の負担軽減(国)

要介護(要支援)認定を受けて介護保険施設(短期入所を含む)に入所・入院しており、利用者負担段階第1段階から第3段階②までに該当する方は、申請により1日当たりの居住費・食費の自己負担額に上限額(負担限度額)が設けられます。(令和7年12月時点)

利用者負担段階	利用者負担段階の基準
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、生活保護受給者
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万9,000円以下の方
第3段階①	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万9,000円超120万円以下の方
第3段階②	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が120万円超の方

上記の認定基準に該当する方でも、次の方は対象となりません。

・配偶者が住民税課税の場合(住民票上別の世帯の配偶者も含む)

・預貯金や有価証券等の金額が以下の基準を超える場合

第1段階	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
第2段階	単身 650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	単身 550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階②	単身 500万円以下、夫婦1,500万円以下

武蔵野市介護保険利用者負担額助成事業

対象となるサービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問介護部分のみ）、総合事業における訪問型サービス（一部対象外）、基準該当訪問介護

対象となる方

住民税非課税世帯に属する方で、介護保険料を滞納していない方（生活保護受給者等は対象外）

助成額 利用者負担額10%のうち半額（5%分）

高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費の支給

1カ月に利用した介護サービスにかかる利用者負担額（住宅改修費・福祉用具購入費を除く）が、所得に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた分を後日支給します（同一世帯内に複数のサービス利用者がある場合の利用者負担額は、合算されます）。

上限額

区分	上限額（月額）
課税所得690万円以上の方	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円
住民税非課税世帯の方	24,600円
○「課税年金収入額」+「合計所得金額」-「公的年金等に係る雑所得金額」が80万9,000円以下の方	個人15,000円
○老齢福祉年金を受給している方	個人15,000円
生活保護の被保護者	個人15,000円
15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

※令和7年12月時点

高齢者のくらしに関わる制度・サービス等

在宅介護・地域包括支援センター

在宅介護等に関するさまざまな相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行います。また基幹型地域包括支援センターと連携して介護予防サービスに関する支援や相談を行います。地域住民の身近な相談窓口として市内6カ所に開設されています。来所による相談はもちろん、電話や訪問による相談にも応じます。

	名称	住所・電話番号	担当地区
在宅介護・地域包括支援センター	ゆとりえ	吉祥寺南町4-25-5 TEL.72-0313	吉祥寺東町、吉祥寺南町、御殿山1丁目
	吉祥寺本町	吉祥寺本町4-20-13 TEL.23-1213	御殿山2丁目、吉祥寺本町
	高齢者総合センター	緑町2-4-1 TEL.51-1974	中町、西久保、緑町、八幡町
	吉祥寺ナーシングホーム	吉祥寺北町2-9-2 TEL.20-0847	吉祥寺北町
	桜堤ケアハウス	桜堤1-9-9 TEL.36-5133	関前、境、桜堤
	武蔵野赤十字	境南町1-26-1 TEL.32-3155	境南町

基幹型地域包括支援センター

問 TEL.60-1947（市役所内）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャー支援を行います。また、各地域の在宅介護・地域包括支援センターも総合的な相談をお受けしています。

生活支援・見守りサービス

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

高齢者なんでも電話相談 TEL.36-2123

専門職の相談員がお話を伺い、武蔵野市のサービスや窓口をご案内します。武蔵野市在住の高齢者に関するご相談であれば、どなたでもご利用いただけます。

※医療・健康に関する相談を除きます。

高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー）

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属するおおむね65歳以上の方が急病等で一時的に支援が必要な場合にヘルパーを派遣します。

高齢者安心コール

65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方（世帯の状況からひとり暮らし相当とみなす場合を含む）に専門職が毎週電話をして安否確認を行います。また必要に応じてあらかじめ登録いただいた緊急連絡先へ連絡等を行います。

家族介護用品の支給

要介護3・4・5で、市民税非課税世帯に属している高齢者を在宅で介護している家族の方（ひとり暮らしの場合は本人）に紙おむつ等（月額9,000円が上限）を支給します。

▶緊急通報装置の貸与

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで注意を要する方を対象に、非常時に受信センターに通報ができる、自宅用通報器とペンダント式押しボタンをお貸しします。

▶寝具乾燥及び消毒サービス

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていて心身の状況により寝具の衛生管理が困難な方のお宅を訪問し、専用車により寝具の乾燥および消毒を行います。

▶訪問理容・美容サービス

問 武蔵野市民社会福祉協議会 TEL.23-0701

65歳以上で在宅の要介護3・4・5の認定を持つ寝たきり、またはこれに準じる状態で、外出が著しく困難な方に年5回を上限に、訪問による理美容サービスを提供します。

▶家具転倒防止金具等の取付

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の方、東京都愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯に対し、家具4台(1家具につき金具等2種類)までの転倒防止金具等を無料で取り付けます。

▶在宅高齢者訪問歯科健診

おおむね65歳以上で、寝たきり等のために歯科通院が困難な在宅の方に歯科医師が訪問の上、歯科健診相談・指導を行います。

▶家族介護慰労金の支給

過去1年間に、要介護4・5の高齢者を、介護保険サービス(年7日までのショートステイを除く)を利用せず、病院等への長期(90日以上)の入院なしに在宅で介護してきたご家族に慰労金(10万円)を支給します(高齢者・家族ともに市民税非課税世帯に限る)。

▶高齢者補聴器購入費補助

65歳以上で障害者総合支援法による補聴器の支給対象でない方、耳鼻咽喉科医師から所定の基準を満たす証明を受けた方について、補聴器の購入費の一部を補助します。購入前の申請が必要です。

認知症に関する事業

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

▶認知症相談

豊富な相談経験のある専門の相談員が、認知症への不安を抱えているご本人やご家庭で認知症の方を介護されている方へのアドバイス、ご家族の負担を軽減できるようなサービス等のご案内、情報提供を行います。

📖 P17参照

▶認知症高齢者見守り支援ヘルパーの派遣

認知症の症状がある高齢者に、見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行います(身体介護・家事援助は除く)。

▶はいかい探索端末機の貸与

認知症等によりはいかい行動のみられる在宅高齢者およびその介護者に、はいかい時に位置の探索ができる端末機をお貸しします。介護保険の第2号被保険者も対象になります。

▶ただいまシール(高齢者等見守りシール)

65歳以上で認知症等により行方不明となる可能性があるまたはひとりでの外出に不安がある方に対し、服やかばん等に貼ることができる見守りシール(48枚)を配布します。緊急時にはシールに記載されている番号に連絡することで、緊急連絡先と直接連絡を取ることができます。ご利用には緊急連絡先となる方が必要です。

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

問 権利擁護センター TEL.66-2987

(吉祥寺北町1-9-1、2階)

※令和8年5月(予定)まで仮事務所(吉祥寺本町1-15-9岩崎吉祥寺ビル3階)にて運営

▶総合相談事業

権利擁護センターでは、市民の皆様の権利を守るため、権利擁護に関わる総合相談や普及啓発、弁護士による法律相談、苦情相談等を行っています。

▶入退院・没後サポート事業

身近に頼れる親族のいない高齢者の方が、安心して在宅生活を継続するために、必要なサービスを提供します。定期的なソーシャルワーカーの訪問、電話相談他、入退院時の対応や没後支援サービスを実施します(利用料金がかかります。また、預託金のお預かりが必須です。詳しくはお問い合わせください)。

▶権利擁護事業

判断能力が不十分なために、権利を侵害されるおそれのある認知症高齢者、知的・精神障害者の方の生活・財産を守るため、地域福祉権利擁護事業、成年後見人等受任事業等、法律に基づいた権利擁護に関わる事業を行っています(詳しくはお問い合わせください)。

問 成年後見利用支援センター TEL.66-2332

(吉祥寺北町1-9-1、2階)

※令和8年5月(予定)まで仮事務所(吉祥寺本町1-15-9岩崎吉祥寺ビル3階)にて運営

▶成年後見に関する相談

成年後見制度に関する相談のほか、申立支援や後見人支援等を実施しています。

問 生活自立支援センター TEL.66-2801

(吉祥寺北町1-9-1、2階)

※令和8年5月(予定)までサテライト(中町2-12-8武蔵野マンション105)にて運営

▶ 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、社会制度やサービスを活用し、ご本人の自立に向けた伴走型の支援を行います。

【その他】

介護保険関連事業、高齢者総合センター、北町高齢者センターの管理運営等を実施しています。

移動に関する支援

▶ レモンキャブ(移送サービス事業)

問 武蔵野市民社会福祉協議会 TEL.23-0701

(吉祥寺北町1-9-1、1階)

※令和8年5月(予定)まで仮事務所(吉祥寺本町1-14-9プレファス吉祥寺フロント7階)にて運営

タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障害のある方の外出をドア・ツー・ドアで支援するため、地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転する移送サービスを実施しています。事前登録制のため利用までに時間がかかることがあります。また利用できる方の要件があるため利用を希望される場合は必ず事前にお電話ください。

▶ シルバーパス

問 (社)東京バス協会 TEL.03-5308-6950

バス購入時のご負担だけで、乗車回数の制限なく都電、都営地下鉄、都バス、都内民営バスを利用できます。

対象 70歳以上(満70歳になる月の初日から購入できます)

期間 10月1日から翌年9月30日まで有効

費用 住民税課税の方 12,000円※令和7年10月以降、制度見直しまでの軽減措置として、利用者負担金を引き下げます。

住民税非課税の方または前年の合計所得金額が135万円以下※の方は1,000円

※不動産売却に係る前年分の特別控除額を合計所得金額から控除した額

介護予防

問 健康課 TEL.51-7006

高齢者支援課(基幹型地域包括支援センター)

TEL.60-1947

元気な方も、支援や介護が必要な方も、自分らしい生活を営むために、生活機能の低下や要介護状態の重度化をできるだけ防ぐことが大切です。そのために、生活機能の低下が軽度である早い段階から運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防事業を実施しています。

詳しくは健康課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

高齢者の予防接種

問 健康課(保健センター) TEL.51-7006

接種を希望する方の費用を一部公費負担します。

▶ 高齢者带状疱疹予防接種

▶ 高齢者肺炎球菌予防接種

▶ 高齢者インフルエンザ予防接種

▶ 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種

📖 P75参照

77歳になったら

問 高齢者支援課 TEL.60-1940

▶ 敬老祝品送付

長寿をお祝いし、9月上旬に市から敬老祝品を送付します。

対象 9月15日現在77歳以上の方

▶ 敬老福祉の集い

長寿をお祝いして、式典、イベントを実施します。

該当者の方には、市から案内状を送付します。

対象 9月15日現在77歳以上の方

100歳になったら

問 高齢者支援課 TEL.60-1940

▶ 長寿祝品贈呈(100歳訪問)

長寿をお祝いして、9月上旬に市長が該当者宅(希望者)を表敬訪問し、祝品を贈呈します。祝品のみ受け取ることもできます。

対象 その年度に新しく100歳になられる方

体を動かしたい

▶ 高齢者総合センター・社会活動センター 運動系講座

問 高齢者総合センター TEL.51-1975

対 象 介護保険における要支援2の方まで

▶ 地域健康クラブ

問 高齢者総合センター TEL.51-1975

▶ 不老体操

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

対 象 60歳以上の方で体操・入浴等がご自分でできる方

内 容 市内の公衆浴場やコミュニティセンター等で午後2時から(一部開始時間が異なる会場あり)高齢者向け体操を行います。
浴場のみ体操後に無料で入浴できます。

▶ シルバースポーツ大会

問 高齢者支援課 TEL.60-1940

対 象 おおむね60歳以上の市民
高齢者のスポーツ活動の普及と健康増進、交流を目的として、10月に実施します。

▶ 武蔵野総合体育館ゴールドカード P70参照

問 武蔵野総合体育館 TEL.56-2200

65歳以上の市民は総合体育館・温水プール等の個人使用料が100円になります。

▶ シルバースポーツランド

問 武蔵野総合体育館 TEL.56-2200

総合体育館で実施する高齢者を対象にしたスポーツ教室(ワンデーレッスン)です。

対 象 おおむね60歳以上の方

日 時 水曜日午前10時～11時30分

上記の他にも、さまざまな教室にご参加いただけます。

楽しみたい・交流したい・学びたい

▶ 老人クラブ

問 市民社会福祉協議会 TEL.23-0701

対 象 おおむね60歳以上の市民

ご近所の高齢者同士で親睦を深めながらスポーツ、趣味活動、ボランティア等を行うことにより、生きがい・健康づくりをすすめます。

▶ 高齢者食事学事業

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

対 象 おおむね50歳以上の方(講座により異なる場合があります。)

内 容 高齢期の栄養についてのアドバイス、食べること・作ることの楽しさを市協力栄養士による料理講習会、講演会等を通じて学びます。

▶ いきいきセミナー

問 武蔵野プレイス TEL.30-1901

対 象 60歳以上の方

期 間 4～7月、9～12月 各12回程度

会 場 武蔵野プレイス・商工会館等

内 容 高齢者の健康・体操、文学、MCI予防、音楽、能・狂言鑑賞、絵等の講座、仲間づくり等

▶ いきいきサロン

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

(運営・利用に関すること)

週1回以上、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防のための健康体操等を含むプログラム(2時間程度)を実施する通いの場です。高齢者の社会的孤立感の解消と健康寿命の延伸を図り、住み慣れた地域で在宅生活を送れるようにすることを目的としています。

▶ 高齢者総合センター・社会活動センター

問 TEL.51-1975(緑町2-4-1)

60歳以上の市民を対象に、社会参加を目的として、運動系、文化系、音楽系の初心者向けの講座を開催します。

▶ 「地域健康クラブ」

市内のコミュニティセンターや福祉施設等で体操等を行います。

対 象 60歳以上の市民で、原則として自力で講座に参加できる方

▶ テンミリオンハウス

問 高齢者支援課 TEL.60-1940

各テンミリオンハウス

テンミリオンハウスでは地域において生活支援や見守りが必要な方に対して、ミニデイサービスを中心とした多様なサービスを提供しています。現在、高齢者向けに7カ所開設しています。

テンミリオンハウス地図・一覧

地図上の番号	施設名	場所・連絡先	運営団体	事業内容
①	かわじ川路さんち	西久保1-34-2 TEL/FAX.55-6239	グループ萩の会	ミニデイサービスほか
②	つきみじ月見路	吉祥寺北町1-11-7 TEL/FAX.20-8398	グループ撫子	ミニデイサービスほか
③	そ〜らの家	吉祥寺南町5-6-16 TEL/FAX.71-3336	グループ萌黄	ミニデイサービスほか
④	きんもくせい	境4-10-4 TEL.50-2611 FAX.50-2612	労協ワーカーズコープ・センター事業団	ミニデイサービスほか
⑤	はなどけい花時計	境南町2-25-3 TEL/FAX.32-8323	ゆう ³ (ゆうスリー)	ミニデイサービスほか ※乳幼児親子・児童の利用も可
⑥	くるみの木	中町3-25-17 TEL.38-7552 FAX.38-7556	NPO法人ワーカーズどんぐり	ミニデイサービスほか
⑦	ふらっと・きたまち	吉祥寺北町5-7-9 TEL.56-8537 FAX.56-8538	大野田福祉の会 teamふらっと	ミニデイサービスほか



働きたい

公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター

問 TEL.55-1231

(西久保1-6-27多摩信用金庫武蔵野支店4階)

働きたい、社会に役立つ仕事をしたいという方が自主的・主体的にともに助け合いながら活動しています。あなたの余裕のある時間を活用してください。

入会資格 60歳以上の健康な方

年会費 2,000円

高齢者地域生活支援事業

問 吉祥寺本町在宅介護支援センター

TEL.23-1281 (吉祥寺本町4-20-13)

吉祥寺本町在宅介護支援センターにおいて、市の補助事業として以下の事業を実施しています。介護保険外事業のため、介護保険認定を受けていない方でもご利用できます。

〈デイサービス〉

内容 昼食、体操、入浴、趣味・生きがい活動
(書道・絵手紙・手工芸等)

対象 おおむね65歳以上の方

費用 日額300円(材料費は実費)、昼食500円、入浴(介助付)700円

〈ショートステイ〉

内容 家族の介護負担軽減および本人の不安軽減等のために、短期間の利用ができます。

対象 65歳以上の高齢者および18歳以上の身体障害者で身の回りのことを概ね自立して行うことができる方(軽度認知症の方の利用可)

費用 日額6,000円(税込、朝・昼・夕食・入浴含む)

ホームヘルプセンター武蔵野

問 TEL.23-2611 (吉祥寺北町1-9-1、2階)

高齢者や障害者の方に、居宅での日常生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣を行っています。



高齢者の施設(老人ホーム等)

問 高齢者支援課 TEL.60-1846

施設により、身体状況や経済的な状況等の入所条件や申請方法が異なります。詳しくは高齢者支援課へご相談ください。

市関連の特別養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、常に介護を必要とし、在宅で介護を受けることが困難な介護保険被保険者で、原則要介護3～5と認定された方が対象。

ゆとりえ 吉祥寺南町4-25-5 TEL.72-0311
吉祥寺ナーシングホーム 吉祥寺北町2-9-2

とらいふ武蔵野 関前1-2-20 TEL.20-0869

武蔵野館 関前2-16-5 TEL.38-5221

親の家 八幡町3-4-18 TEL.36-7700

ケアコート武蔵野 境南町5-10-7 TEL.55-0507

さくらえん 桜堤2-8-31 TEL.39-0390

尚和緑寿 西東京市新町1-11-25 TEL.51-5550

めぐみ園 西東京市柳沢4-1-3 TEL.042-452-9588

まりも園 小平市上水南町4-7-45 TEL.042-461-2230

こもれびの郷 あきる野市雨間385-2 TEL.042-321-9395

こもれびの郷 あきる野市雨間385-2 TEL.042-550-3030

小松原園 八王子市犬目町688-2 TEL.042-654-8331

新清快園 西多摩郡日の出町平井1417-1 TEL.042-588-8870

認知症対応型高齢者グループホーム

要支援2以上の認知症の方が対象。家庭的な雰囲気の中で専門スタッフの援助を受けながら少人数(5～9人)で共同生活をします。

光風荘 関前3-4-17 TEL.60-5055

マザースホームだんらん武蔵境 境4-8-1 TEL.27-7433

たのしい家武蔵境 境南町4-11-3 TEL.39-7521

養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、経済的理由や環境・住居の事情等により居宅での生活が困難な方を市が措置する施設です。収入が一定額以下の方が対象。

※本人および家族の収入・所得に応じて費用負担があります。

軽費老人ホーム

60歳以上で、経済的な理由や環境・住居等の事情により居宅での生活が困難な方が対象。

※本人の収入に応じて費用負担があります。

軽費老人ホーム(A型) 東京老人ホーム泉寮
西東京市柳沢4-1-3 TEL.042-461-2230

ケアハウス

60歳以上で、環境・住居等の事情により居宅での生活が困難な虚弱な方で、市内に3年以上居住している方が対象。

※本人の収入に応じて費用負担があります。

桜堤ケアハウス 桜堤1-9-9 TEL.36-5122

有料老人ホーム

問 全国有料老人ホーム協会(入居相談室)

TEL.03-5207-2763

(千代田区外神田2-5-15 外神田Kビル4階)

介護老人保健施設

要介護1～5と認定された方が対象。

在宅で生活することを目的として、リハビリテーションや看護等の医療ケアと介護を受けながら、施設に一定期間入所して生活します。

ハウスグリーンパーク 緑町2-3-21 TEL.37-1122

あんず苑 境1-18-5 TEL.36-6262

あんず苑アネックス 境1-19-20 TEL.36-3655

サンセール武蔵野 桜堤1-9-7 TEL.27-8212